の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第十九条第二号の算式におけるＴｉｅｒ１資本の額（当該金庫が海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵省令第三十九号）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次号及び第七条第七号イにおいて同じ。）を有しないものである場合にあっては、自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額）の百分の五に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）

四　受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う金庫（連結自己資本比率を算出しないものに限る。以下この号において同じ。）の自己資本比率告示第三十一条第二号の算式におけるＴｉｅｒ１資本の額（当該金庫が海外営業拠点を有しない金庫である場合にあっては、自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額）の百分の五に満たない者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

五　同一人自身（令第十一条第一項に規定する同一人自身をいう。第七条第八号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）

（債務の保証）

第二条　規則第百十四条第二項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第七十二条第一項の表百の項の中欄七に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第百十四条第一項に規定する貸借対照表をいう。第四条第一項において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引）

第三条　規則第百十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一　自己資本比率告示第七十二条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するものを除く。）

二　自己資本比率告示第七十三条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十三条第二項に規定する長期決済期間取引

三　自己資本比率告示第二百五十条第一項各号に掲げる取引

（オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法）

第四条　前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が規則第百十四条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第七十二条第一項の表零の項の中欄一に掲げる取引に係る信用の供与等の額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

（外国政府等）

第五条　令第十一条第十二項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一　自己資本比率告示第五十条第一項各号の表に規定するリスク・ウェイトが零パーセントである信用リスク区分に係る同項の格付又はカントリー・リスク・スコアが付与された外国政府及び外国の中央銀行

二　自己資本比率告示第五十一条及び第五十四条第二項の規定により、向けられたエクスポージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの

（金融機関間取引）

第六条　規則第百十五条第一項各号列記以外の部分に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三　株式会社商工組合中央金庫

四　信用金庫及び信用金庫連合会

五　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）

六　労働金庫及び労働金庫連合会

七　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）

八　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）

九　農林中央金庫

十　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険会社

十一　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

十二　金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者

十三　金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者

十四　金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者

十五　金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者

十六　短資業者（貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件（昭和五十八年大蔵省告示第百二十四号）に掲げる者をいう。）

十七　外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。）を営む者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）

十八　外国の法令に準拠して外国において保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う者（第十号に掲げる者を除く。）

十九　外国の法令に準拠して外国において第十一号から第十五号までに掲げる者の業務を行う者

二十　外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条　規則第百十五条第一項第八号に規定する金融庁長官が定める額は、法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　現金を担保とするもののうち当該担保の額

二　令第十一条第十二項第一号又は第二号に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

三　令第十一条第十二項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

四　第五条各号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

五　第五条各号に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

六　規則第十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第七十二号第八条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額